

1 はじめに

○令和元年改正＝2021年3月1日施行。

○株主総会資料の電子提供＝2022年9月1日施行。

・経過措置――上場会社が電子提供措置をとらなければならないのは、施行日から6か月経過後（2023年3月1日以降）に開催される株主総会から（整備法10条3項）。

←施行日に全面的な適用を開始すると、株主に書面交付請求の機会が与えられないまま、電子提供措置がとられてしまうおそれがある。書面交付請求の規定だけを先行。

○3月末決算の会社では、本年6月下旬の株主総会が電子提供措置をとるべき初年度の株主総会であった。

2 株主宛の発送物の実際

○東証のアンケート調査。

・①アクセス通知＋議決権行使書面のみ 5.6%。

・②アクセス通知＋株主総会資料の一部（または要約版）＋議決権行使書面 25.9%。

・③アクセス通知＋フルセットデリバリー 68.5%。

（東京証券取引所「2023年3月期決算会社の定時株主総会の動向について」（2023年4月24日）（<https://www.jpx.co.jp/listing/event-schedules/shareholders-mtg/tvdivq00000007jz-att/press.pdf>））。回答社数1918社。

（「株主総会概況」資料版商事法務472号（2023年）117頁も同様。回答社数1899社）。

○7割近い会社がフルセットデリバリー（電子提供措置事項記載書面と同じ内容の書面を送付）。

・多くの会社では、従前ウェブ開示していた範囲と同じ事項を省略したにすぎない（加藤崇司ほか「(座談会) 電子提供制度下の株主総会初年度を終えて〔下〕」商事2335号（2023年）73頁[中川雅博発言]）。

←混乱を回避。

←議決権行使比率低下への懸念。

←送付する書面が異なると、かえって費用がかかる。

（加藤崇司ほか「(座談会) 電子提供制度下の株主総会初年度を終えて〔上〕」商事2334号（2023年）14頁以下[中川雅博発言]）。

○議決権行使書面を電子提供した会社は存在しなかったよう（加藤ほか・前掲〔上〕15頁[中川発言・塚本発言]）。

←株主側にプリントアウトの手間と費用をかけ、議決権行使比率を低下させるおそれ。

←株主ごとにその氏名・名称および議決権数を記載すること（会社則66条1項5号）の実務的な負担。会社が任意に議決権行使書面を書面で送付する場合には、ウェブサイトでは議決権行使書面に記載すべき事項を掲載する必要なし（325条の3第2項）。

←E D I N E T（金商27条の30の2）の特例を利用する場合でも、議決権行使書面に記載すべき事項については、E D I N E Tによる開示では代替できない（325条の3第3項括

弧書)。

○どの程度の株主が書面交付請求をしたか。

・株主の人数比率(今年3月末時点)で0.5%程度との指摘あり(加藤・前掲〔下〕71頁〔中川発言〕)。

3 会社法施行規則の改正

■株主総会参考書類(会社則95条の4第1号) = 議案

■事業報告(会社則95条の4第2号)

=事業の経過・成果(会社則120条1項4号)、資金調達等に関する事項(同項5号)、重要な親会社・子会社の状況(同項7号)、対処すべき課題(同項8号)、会社役員の名(会社則121条1号)、会社役員の地位・担当(同条2号)、☆責任限定契約に関する事項(同条3号)、補償契約に関する事項(同条3号の2～3号の4)、報酬に関する事項(同条4号～6号の3)、役員等賠償責任保険契約に関する事項(会社則121条の2)、会計参与・会計監査人との責任限定契約・補償契約に関する事項(会社則125条・126条)

■計算書類(会社則95条の4第3号) = 貸借対照表・損益計算書

■連結計算書類(会社則95条の4第4号) = ☆連結貸借対照表・連結損益計算書

○電子提供措置事項記載書面に記載を要しない事項の範囲。

・法制審議会での審議の過程では、ウェブ開示によるみなし提供制度の対象となる事項(会社則94条1項・133条3項等)と同じ範囲にすることを予定。

○法務省令作成段階では、ウェブ開示によるみなし提供制度の対象となる事項よりも狭く定められていた(会社則95条の4第1項)。

=ウェブ開示によるみなし提供制度の対象ではあったが、電子提供措置事項記載書面には記載しなければならない事項あり(☆印)。

○規制改革推進会議デジタルワーキンググループでの要望(2021年9月28日)を受け、「商事法の電子化に関する研究会(電子提供措置事項記載書面)」で検討。

・「商事法の電子化に関する研究会(電子提供措置事項記載書面)における検討の結果について」(令和4年8月)。

・法務省令改正(2022年12月26日公布・施行)により、電子提供措置事項記載書面に記載を要しない事項が大幅に拡大された(会社則95条の4) = 波線の事項以外は省略可。

○記載を要しない事項の範囲をあまりに広げると、書面交付請求の制度が空洞化。

○研究会報告書――2つの観点から分析。

①記載を要しない事項の拡大が法律による委任の範囲にあるか。

②それが政策的に適切か。

○①→株主総会決議事項に関連する情報は典型的に重要度が高い。

→ウェブ開示によるみなし提供制度によって大きな不都合が生じていない。

・株主総会決議事項に関連するかどうかという基準は相当に曖昧。

○②→デジタル化の進展に伴う社会情勢の変化などを考慮して、広く省略を認めるべき。

○報告書の対象外 = 事業報告に係る監査報告(会社則95条の4第1項2号)、および計算書

類に係る監査報告・会計監査報告（会社則95条の4第1項3号）についても、記載書面での省略が認められた。

○ウェブ開示によるみなし提供制度の対象となる事項についても同様に範囲拡大（会社則133条3項、計算則133条4項）。

4 電子提供措置をとる旨の定款の定め

4-1 みなし定款変更と定款変更決議

○上場会社については、電子提供制度の利用が義務付けられ（振替法159条の2第1項）、定款変更決議がされたとみなされる（整備法10条2項）。現実の定款変更決議不要。

- ・実務では伝統的に、定款変更の決議を現実に行うことが慣行。
- ・3月末決算の上場会社では、2022年6月の定時株主総会で、施行日を効力発生日として、電子提供措置をとる旨の現実の定款変更決議が行われたよう（全国株懇連合会『電子提供制度の実務対応』（全国株懇連合会、2022年）24頁参照）。

○当該定款変更決議の効力。

- ・立案担当者=改正法の施行を条件として定款変更決議をすることができるとの見解（神田秀樹ほか「(座談会) 令和元年会社法改正の考え方」別冊商事法務454号（2020年）8頁〔竹林俊憲発言〕）。
- ・現実に定款変更決議をしても無効ではないか。

4-2 定款変更決議とフルセットデリバリーを実施する旨の記載

○現実の定款変更決議をする際に、株主総会参考書類における議案の説明の中で、「当面は書面交付請求の有無にかかわらず、従前と同様に株主総会資料を書面で送付する」旨を記載した場合。

- ・会社が当面は書面を送付する旨決定し、表示した以上は、特に状況に変化がない限り、少なくとも「当面は」、従前同様に書面を届けるよう尽力することが取締役の義務になるのではないかと。決議方法が著しく不公正であることを理由に、決議取消事由（831条1項1号）が生じるおそれも否定できないのではないかと。
- ・正当な理由があればフルセットデリバリーをやめることができるが、その場合でも、基準日より相当期間前に、次回からフルセットデリバリーを行わない予定である旨を合理的方法で株主に予告しておく必要があるのではないかと。

5 電子提供措置

5-1 ウェブサイトのバックアップ

○招集通知（アクセス通知）に、電子提供措置事項に係る情報を掲載するウェブサイトのアドレス等を記載しなければならないが（325条の4第2項3号、会社則95条の3第1項1号）、当該ウェブサイトの数に制限はない。

→中断のリスク軽減などの目的で、複数のウェブサイトで電子提供措置をとることができる。

○東京証券取引所は、バックアップのウェブサイトの1つとして、東証のウェブサイトの利用を認めている。

- ・東証上場会社情報サービス（投資者向け公衆縦覧用のウェブサイト）において、上場会社の株主総会資料を掲載。上場会社は、電子提供措置をとる媒体の1つとして、このサイトを利用できる。
- ーこのサイトは、「上場会社各社の自社ウェブサイト等のバックアップとして補助的に利用いただくことを前提とするもの」（東京証券取引所「株主総会資料の電子提供措置における東証ウェブサイト利用時の留意点」（2022年12月27日更新））。
- 電子提供措置が途切れる場合は、バックアップによって中断がなかったことのできるであろうが、電子提供措置事項の内容が改変された場合は、株主は改変があったことに気づかないのが通常であるので、バックアップがあっても「中断」があったと解すべき。
- ＝救済の要件（325条の6。「中断」には改変を含む）を満たさない限りは、決議の瑕疵になる（藤田友敬＝澤口実編著『新・改正会社法セミナー』（有斐閣、2023年）19頁）。

5-2 電子提供措置開始日

- ウェブサイトへの掲載期間の開始日（電子提供措置開始日）は、株主総会の日から3週間前の日、またはこの日より早く招集通知を発出する場合はその発出日（325条の3第1項）。
- 電子提供措置開始日に電子提供措置をとることができなかった場合、電子提供措置の中断に関する救済（325条の6）が働くか。
 - ・規定の文言は、電子提供措置が開始された後に途切れた場合を想定しているように読めるが、初めから電子提供ができていない場合にも、救済規定の適用はあると解すべき（北村雅史「電子提供制度に関する法的諸問題Ⅰ」会報〔大阪株式懇談会〕811号（2022年）44頁）。
- 電子提供措置開始日より前の日から早期に会社が電子提供措置事項をウェブサイトに掲載しても、その日が電子提供措置開始日となるわけではない。
 - ・電子提供措置開始日までの間、電子提供は任意に行われるものにすぎず、これに中断が生じたとしても問題はない（北村・前掲52頁）。

5-3 EDINETの特例

- 株主総会資料の電子提供をEDINET（金商27条の30の2）で代替。
 - ・電子提供措置の方法の1つという位置づけではない（「電子提供措置をとることを要しない」（325条の3第3項））。
- 電子提供措置の中断に関する規定（325条の6）の適用なし。
- 期限までに有価証券報告書等の提出を完了すれば、その後は中断のリスクを考慮する必要がない旨の指摘あり（渡辺邦広ほか「株主総会資料電子提供制度の実務対応Q&A（5）」商事法務2307号（2022年）97頁）。
 - ・中断が生じれば、救済の余地なく決議の瑕疵になると解さざるを得ないのではなかろうか。

6 書面交付請求

6-1 書面交付請求の方法

- 方法に限定はなく（325条の5第1項参照）、電話・電子メール等によることも可。

- 実務上は、定款に基づく株式取扱規程において、書面交付請求は、書面によって行うべき旨が定められるのが一般（「株主総会資料の電子提供制度に係る株式取扱規程モデルの改正について」〔2022年4月8日、全国株懇連合会理事会決定〕）。
- ←電話等では、会社として事後に請求の有無を確認することが困難になるという懸念。
 - ・従前より、振替法上の少数株主権等（振替法147条4項）の行使は書面によるべき旨が株式取扱規程では一般に定められ、学説上も特に疑義は示されてこなかった。
 - ・合理的理由に基づく相当程度の制限として、少なくとも定款またはそれに基づく株式取扱規程に定めれば許容されると解してよい。
- もっとも、請求が電話等で行われた場合に、会社が書面で請求するよう案内する措置をとることなく、単に請求の拒絶のみをすることは、招集手続が著しく不公正であると見られる余地を否定しきれないのではないか。
- 株式取扱規程で「会社の定める書式」によることを求めることもできるであろう。
 - ・もっとも、株式取扱規程では単に「書面」によるべき旨だけを定めている場合には、株主が所定の書式以外の書面によって請求を行ったとき、会社はこれを拒むことはできない（北村・前掲44頁）。

6-2 書面交付請求の時期

- 書面交付請求権の行使期限＝議決権行使の基準日（325条の5第2項）。
 - ・基準日経過後に書面交付請求がなされても、会社は当該基準日に係る株主総会について書面を交付する必要なし。基準日が経過していない次回以降の株主総会について書面交付請求があったものとして扱えば足りる。
- 会社の側から、基準日を経過してなされた書面交付請求を適法なものとして扱うことは差し支えないであろう。
 - ・厳格な解釈をとれば、株主の中には、法定の期限が過ぎたとして書面交付請求を断念する者もあらうため、期限を過ぎて請求してきた株主だけを一律に扱うだけでは足りず、株主平等原則に従った処理を行うことは、上場会社では事実上不可能になると解すべきこととなろう（北村・前掲47頁）。
 - ・cf. 株主提案権――期限に遅れた権利行使を会社の側から任意に認める措置をとることは、事実上無理（303条2項参照）。
 - ・書面交付請求――期限に遅れた請求に応じることとしても、任意に一定の情報提供をするにすぎない。
- =たとえば基準日後の一定の日を期限として設定し、その期限までは一律に請求に応じる措置をとるのであれば、問題はないのではないか。

6-3 書面交付請求と株主たる地位の喪失

- 振替株式――書面交付請求に2つのルート。
 - I 振替株式であるかどうかにかかわらず、株主名簿上の株主は、会社（株主名簿管理人）に、直接に書面交付請求可（325条の5第1項）。
 - II 振替株式については、株主は、直近上位機関を経由して書面交付請求をすることも可（振替法159条の2第2項前段）。名簿上の株主でなくてもこの請求権を会社に対抗で

きる（同条2項後段）。

一株主が次の総株主通知（振替法151条1項）に基づいて初めて基準日株主として株主名簿に記載される者であっても、この方法によれば、書面交付請求可。

○前記 I の方法――書面交付請求をした者が請求時点ですでに株主でない可能性あり。

・会社は、口座簿の情報を、その者の直近上位機関に所定の費用を払って入手しない限りは（振替法277条後段、振替命令61条2号）、請求時点で株主かどうかを確認することはできない。

・実務上は、その者も書面交付請求をした株主として登録をせざるを得ないが、その者は次の総株主通知によっては基準日株主となることはできず、その者に招集通知を发出する必要はなく、結局書面交付請求に応じる必要もない。

○ I II いずれかで書面交付請求が有効になされた場合であっても、その後に当該株主が株式を処分して株主でなくなったとき。

・株主たる地位の喪失が基準日後であれば、書面交付請求の効力に影響なし。

・基準日前に株式を処分して株主たる地位を失った場合、書面交付請求は当然に失効。再び株主となった場合、その者が書面の交付を望むのであれば、基準日までに改めて書面交付請求を行う必要あり。

7 異議申述手続

○異議申述の手続（325条の5第4項・5項）。

・実務上、催告をすることができる株主の一部（一定の議決権数に達しない株主、および議決権行使をしなかった株主など）に対してのみ催告をするニーズあり。

・恣意的に一部の株主を選別して催告をすれば、株主平等原則違反の問題が生じうるであろうが、合理的理由が認められる場合には、この程度の差別的取扱いは、株主平等原則に違反することはないと解してよいのではないかと（渡辺邦広ほか「株主総会資料電子提供制度の実務対応Q&A(4)」商事法務2306号（2022年）49頁）。